

「定款」の一部改正について

2024年4月30日

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 適用除外電子記録移転権利 金商法第2条第2項各号に掲げる権利(次に掲げる要件の全てに該当する場合に限る。)をいう。 イ 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されたもの限る。)に表示されること ロ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当すること</p> <p>(3)~(13) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、令和6年5月1日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 適用除外電子記録移転権利 金商法第2条第2項各号に掲げる権利(次に掲げる要件の全てに該当する場合に限る。)をいう。 イ 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されたもの限る。)に表示されること ロ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当すること</p> <p>(3)~(13) (省 略)</p>

「電子記録移転権利の募集の取扱い等に関する規則」の一部改正について

2024年4月30日

改 正 案	現 行
<p>(私募等の取扱い等)</p> <p>第3条 正会員は、電子記録移転権利の私募等の取扱い等については、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イ(1)から(5)までに該当する者以外の者に対して投資勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、令和6年5月1日から施行する。</p>	<p>(私募等の取扱い等)</p> <p>第3条 正会員は、電子記録移転権利の私募等の取扱い等については、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イからホまでに該当する者以外の者に対して投資勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 (省 略)</p>